

長崎県公立大学法人の記章に関する細則

〔平成20年4月1日〕
細 則 第 6 号

改正 令和7年12月2日細則第18号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人の記章に関する規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、長崎県公立大学法人教職員の記章の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 記章を交付する教職員については、常勤教職員ほか次に掲げる非常勤教職員とする。

- (1) 特任教員
- (2) 特任職員（課長、グループリーダー）

一部改正〔令和7年細則第18号〕

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。